

## 大気汚染防止法に基づく立入検査補助等業務委託説明書

### 1 委託業務の目的

本委託業務は、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）について、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第26条第1項に基づき岡山市が実施する立入検査に同行し、法第18条の15第1項に基づく調査（以下「事前調査」という。）の結果の確認、建材等のアスベスト簡易判定等の補助等を行うものである。

### 2 委託業務範囲

(1) 定期立入検査（解体等工事（届出対象特定工事を除く。）への立入検査）

ア 立入検査補助作業

イ 建材中のアスベスト簡易判定

ウ 建材等の試料採取（日本産業規格JIS A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に基づく方法のうち、試料採取に係る部分とする。）

エ 立入検査結果報告書等の作成

(2) 適正性検査（建築物の解体工事に関する事前調査の適正性の検査）

ア 書面検査補助作業

イ 目視検査補助作業

ウ 建材等の試料採取（（1）ウと同じ。）

エ 適正性検査結果報告書等の作成

### 3 仕様書の交付

公告日から令和 7年 3月17日まで（岡山市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）に、岡山市環境局環境部環境保全課の窓口にて無償で交付する。交付は原則窓口で行うが、やむを得ない事情により窓口で受け取れない場合は、岡山市環境局環境部環境保全課に連絡してください。

なお、契約に至らなかった場合は、郵送又は持参により仕様書を返却してください（電子データの場合は、削除してください。）。